

世田谷区告示第263号

資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 委託を受けた者

(1) 名 称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託した歳入等

資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで